



03

基本
目標

自然と共生し、 快適なまち

基本
方針

- ①循環型社会の形成
- ②景観の形成・景観づくりの推進
- ③住環境の整備
- ④都市機能の充実
- ⑤地域公共交通の再構築

基本方針① 循環型社会の形成

施策

1

自然環境・景観の保全



これまでの取組と現状

本市は、北長門海岸国定公園内にある美しい海岸風景のほか、油谷地区の棚田、ゲンジボタルが生息する河川や緑豊かな山林などの豊富な自然環境を有しており、本市を特徴づける貴重な観光・景観資源になっています。

特に、油谷地区に広がる棚田2か所(東後畑・本郷)は令和元(2019)年10月開催の全国棚田サミットを推進力として、令和2(2020)年6月に指定棚田地域に指定されており、振興策を展開し、モデル地区として、市内全域に点在する棚田地域(中山間地域)の活性化を図っています。

これらの自然環境を守るため、環境に配慮した有機農業等の推進や河川環境の整備、山林や農地の保全に取り組んでいます。

今後の課題

環境負荷の低減と安全・安心で環境と調和のとれた農業を推進するには、化学肥料や農薬を抑えた栽培が重要となりますが、収穫量の問題や栽培技術の習得などが課題となっています。

その中で、国が「みどりの食料システム戦略」において定めた「2050年までに有機農業の取組面積を100万haに拡大する」という目標の達成に向け、取り組んでいく必要があります。

一方で、人口減少の急速な進展等により、重要な地域資源である棚田の耕作放棄が危惧されており、担い手や後継者の確保が最大の課題となっています。

さらに、環境に配慮した持続可能な森林経営を目指すことが必要になります。

また、美しい海岸の環境を保全するため、海洋ごみへの対策、天然海岸の保全などに努めていく必要があります。

取組の方向性

自然環境の保全活動を継続するとともに、環境保全への意識啓発を図り、市民との協同による自然環境の保全・継承を推進します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
遊休農地の解消率	8.0%(R2)	15.0%(R8)
棚田の保全面積	285ha(R1)	300ha(R8)

施策の展開

(1) 山林の保全及び活用

■本市の約75%を占め、美しい海岸・河川の源である山林の保育・管理を行っていくとともに、獣害対策に取り組みます。また、森林資源の有効活用を図ります。

具体的な施策

- ・ 造林の保育・管理
- ・ 獣害対策への取組
- ・ 森林資源としての森林空間等の活用

(2) 農地の保全

■景観資源となる農地の保全とともに、農地の利用状況を把握し、遊休農地の解消に取り組み、田園環境の保全を図ります。

■民間企業との連携により、遊休農地を活用し、有機農業を市内全域で実施します。

具体的な施策

- ・ 遊休農地の利活用
- ・ 農地パトロールの実施
- ・ 日本型直接支払制度の推進

(3) 棚田や海などの自然景観の保全

■国の制度等を利用し、棚田の保全に努めます。

■NPO団体等の支援・育成を図りながら、遊休農地の復田や体験交流事業の活用により、景観保全を推進します。

■青海島をはじめとする海岸部の自然景観については、自然研究路沿いの松の保全や海岸の清掃活動により、魅力ある自然景観を保全します。

具体的な施策

- ・ NPO団体等の支援・育成
- ・ 遊休農地の実態把握と利活用
- ・ 観光地の松くい虫防除の実施
- ・ 「長門市海岸清掃の日」による一斉清掃の実施
- ・ 海洋ごみの削減に向けた取組の推進



棚田の花段

基本方針① 循環型社会の形成

施策

2

環境衛生の推進



これまでの取組と現状

本市では、長門市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ排出抑制とリサイクル率向上、及び生活排水処理率向上の計画目標達成を目指して取り組んでいます。平成27(2015)年4月から萩・長門清掃工場「はなもゆ」を供用開始、平成28(2016)年度には、し尿等前処理施設を供用開始、さらに、平成29(2017)年度から長門市清掃工場リサイクル施設を供用開始し、容器包装類の新分別を開始しました。

また、令和2(2020)年4月を始期とする第9期長門市分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図ることとしています。

今後の課題

ごみの減量と資源ごみの分別については、平成29(2017)年4月から導入した容器包装廃棄物の分別制度について、市民への周知・啓発を継続して行うとともに、現行のごみの排出・収集方法についても検証していく必要があります。

し尿等前処理施設については、共同処理施設が平成29(2017)年3月末で廃止されたことから、し尿及び浄化槽汚泥を処理するため、東深川浄化センター内において、平成25(2013)年度に長門市し尿等前処理施設の整備事業に着手し、平成28(2016)年4月から供用を開始しており、引き続き適切な管理運営を行っていく必要があります。

取組の方向性

長門市一般廃棄物処理基本計画及び長門市分別収集計画に沿って、行政、市民、市内事業所、廃棄物関係事業者が連携・協力して、効果的・効率的なごみの収集体制の構築や排出量の抑制、リサイクル率の向上に加え、し尿を含む生活排水の適切で安定的な処理に引き続き取り組みます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
リサイクル率	33.2%(R2)	35.8%(R8)
ごみ排出量	12,121t/年(R2)	10,787t/年(R8)
汚水衛生処理率	83.5%(R2)	84.1%(R8)

施策の展開

(1) ごみの減量化・処理対策の充実

- 食品ロスを削減するために、市民、関係団体・事業者に対して役割の認識や行動を実践してもらえるように周知と啓発を行います。
- 市民や事業所に向けて、分別制度について周知と啓発を行います。
- 分別された資源ごみを効率的に処理します。
- 家庭用生ごみ処理機等の購入補助を継続し、焼却ごみの減量に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 食品ロス削減の周知・啓発
- ・ 分別制度の周知・啓発
- ・ 分別制度に係る説明会の実施、チラシの配布
- ・ リサイクル施設の運営
- ・ ごみ減量化機器等購入費補助制度の実施
- ・ 資源・ごみ分別アプリの配信

(2) 生活排水・し尿処理対策の充実

- し尿等前処理施設の適切な運営により、安定的なし尿処理を図ります。
- 合併処理浄化槽の設置や維持管理の補助により、生活排水の適切な処理を推進します。

具体的な施策

- ・ し尿等前処理施設の運営
- ・ 合併処理浄化槽設置補助制度の実施
- ・ 合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施

(3) 環境美化の推進

- ごみステーションの環境美化を支援します。
- 市民や団体等のボランティアによる清掃や環境美化活動を支援します。
- ポイ捨てや不法投棄、野焼きなどを防止する「ポイ捨て等防止条例」の周知と啓発を行います。

具体的な施策

- ・ ごみステーション設置補助制度の実施
- ・ 清掃・環境美化活動への用具等の支援
- ・ 「長門市海岸清掃の日」や「クリーンウォーク」の実施



資源・ごみ分別アプリの配信

基本方針① 循環型社会の形成

施策

3

地球環境対策の推進



これまでの取組と現状

地球温暖化の進行、光化学オキシダント・PM2.5による大気汚染などさまざまな環境問題が生じており、地球や地域にやさしい持続可能な循環型社会を構築するため、さらなる省エネルギー対策や資源リサイクル、再生可能エネルギーの活用が求められています。

市民アンケートでは、生活環境の改善の中で、地球温暖化防止は重要性の高い項目の一つとなっており、活動への理解も進んでいます。

本市では、職場や家庭で取り組む省エネルギー対策や、資源ごみ分別の周知・啓発、さらに太陽光発電、電気自動車用急速充電器設置事業等により、市民の地球環境に対する理解を深め、脱炭素化に向けた地球温暖化の防止に努めています。

今後の課題

新エネルギーや省エネルギー等の推進による地球環境対策に係るアンケートでは、市民満足度が未だ低く、個別の事業や取組については理解が進んでいますが、市民や事業所等全体への広がりが不足しているため、より多くの市民に向けた周知・啓発が必要となっています。

地球温暖化が進行する中、地球温暖化が原因と考えられる集中豪雨などによる災害が発生しています。こうした状況を踏まえ、一人ひとりが現在に生きる私たちの問題と捉え、温室効果ガスの排出削減に向け、さらなる意識改革、取組を行っていくことが必要です。

取組の方向性

カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減のため、地域の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化防止のためのさまざまな取組を引き続き進めていくとともに、市民や事業所に向けた周知啓発活動及び協力、連携を推進していきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
CO ² 削減(排出量)	7,045t-CO ² (R2)	6,692t-CO ² (R8)
リサイクル率(再掲)	33.2%(R2)	35.8%(R8)

施策の展開

(1) 省エネルギー対策の普及

- 市民や事業所に向けた省エネの取組について普及啓発を推進します。
- 長門市役所エコ・オフィス実践プランに沿って、市が実施する事務・事業全般の環境負荷低減を図ります。
- 公共施設のLED化を推進します。

具体的な施策

- ・ ストップ温暖化診断やクールチョイスの普及啓発の推進
- ・ ノーマイカー通勤、クールビズ等の「エコ・オフィス」実践プランの推進
- ・ 緑のカーテンモニター事業の実施
- ・ 省エネ設備補助事業の実施

(2) 新エネルギーの活用

- 住宅や公共施設等の太陽光発電システム設置を推進します。
- 電気自動車用急速充電器の設置を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入、活用を推進します。
- 電気自動車の活用を促進します。

具体的な施策

- ・ 住宅用太陽光発電システム設置補助等の推進
- ・ 再生可能エネルギー等導入推進基金事業の実施
- ・ EV車用急速充電器設置事業の実施
- ・ 再生可能エネルギーの多様な活用
- ・ 庁用車のEV化の推進

(3) 資源のリサイクル対策の充実

- 分別された資源ごみを効率的に処理します。
- 市民や事業所に向けて、新分別制度について周知と啓発を行います。
- 資源ごみの収集効率と排出利便の向上について検討します。

具体的な施策

- ・ リサイクル施設の運営(再掲)
- ・ 分別制度の周知・啓発(再掲)
- ・ 分別制度に係る説明会の実施、チラシの配布(再掲)
- ・ 資源ごみ分別アプリの配信



EV専用急速充電器の設置

基本方針② 景観の形成・景観づくりの推進

施策

1

まちなみ景観の保全・創出



これまでの取組と現状

「長門市景観計画」「長門市景観条例」に基づき、良好な景観形成へ向けた取組を行っています。
また、景観形成重点地区である「湯本地区」においては、「長門湯本温泉景観協定」を認可し、地域住民が主体となって、住民及び外部事業者から景観を守り、長門湯本温泉に相応しい景観形成に地域と協働して取り組んでいます。

今後の課題

魅力のあるまちづくりを推進していくためにも制度の周知と景観形成に対する意識の醸成を図り、協働で取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

「長門市景観計画」「長門市景観条例」に基づき、継続的に景観形成に取り組んでいきます。
また、仙崎みずづ通り周辺地区や俵山地区、油谷東後畑棚田周辺地区においても地区住民との合意形成を図りながら重点地区の指定を検討します。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
重点地区の設定	1地区(R2)	4地区(R8)

施策の展開

(1) 景観計画の推進

- 関係機関と連携し、景観形成・保全に向けた手法を調査・研究します。また、地元住民と調整を図りながら方針を決定し、景観計画を推進します。

具体的な施策

- ・ 景観セミナーの開催
- ・ 景観条例の推進
- ・ 景観形成ガイドラインの遵守



長門湯本温泉景観協定による景観維持

基本方針② 景観の形成・景観づくりの推進

施策

2

市民参加の環境・景観づくり



これまでの取組と現状

本市では、市民や事業所、学校などに参加を呼び掛け、クリーンウォーク、ビーチクリーン(海岸清掃の日)、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃に取り組み、自然環境の美化と景観の保全を図っています。

令和元(2019)年度の日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃では、県や民間団体と連携した取組により、市内外から約550人のボランティアの参加があり、回収したごみの量が約3.7トンに上りました。また、令和元(2019)年度の海岸清掃、クリーンウォーク、河川海岸愛護運動では、延べ7,200人の市民が参加しました。

その他、環境教育として児童や生徒向けに、水辺の教室や海岸漂着ごみ実態調査などにも取り組んでいます。

今後の課題

それぞれの活動に対する市民の参加は多く、回収するごみの量も多いものの、漂着ごみやポイ捨てごみの縮減につながっていない現状があることから、多様な主体による取組により、市民一人ひとりの意識啓発などと併せ、息の長い地道な活動の継続が求められています。

取組の方向性

市民、事業所、行政が一体となって、引き続き環境の美化や景観の保全に取り組んでいきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
海岸清掃の日等参加者数	1,480人(R1)	2,200人(R8)
クリーンウォークの参加者数	1,348人(R1)	2,000人(R8)

施策の展開

(1) 景観・環境活動の推進

- 自然景観の保全や環境の美化を推進するため、全市的なキャンペーン事業を実施します。
- 市民や団体等のボランティアによる清掃や環境美化活動を支援します。
- 市民の緑化活動を支援します。

具体的な施策

- ・ 「長門市海岸清掃の日」や「クリーンウォーク」「河川海岸愛護運動」の実施
- ・ 清掃・環境美化活動への用具等の支援（再掲）
- ・ 緑のカーテンモニター事業の実施

(2) 景観に対する意識の高揚

- 景観保全や環境美化に対する市民の意識の高揚を図ります。
- 環境教育を推進します。
- 市民の緑化活動を支援します。

具体的な施策

- ・ 児童の環境教育として水辺教室の開催
- ・ 生徒の環境教育として海岸漂着ごみ実態調査の実施
- ・ 緑のカーテンモニター事業の実施（再掲）



長門市海岸清掃の日

基本方針③ 住環境の整備

施策

1

住宅環境の整備



これまでの取組と現状

本市では、住宅確保要配慮者へのセーフティネット対策として、公営住宅を整備しています。具体的な取組として、安心して公営住宅に居住できるためのバリアフリー化や耐震化により居住水準の向上を図り、子育て世帯やファミリー層に対応した住宅整備などを行っています。

また、長寿命化のための構造体の改修工事によりライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、計画的な建替え、用途廃止及び集約化を推進しています。一方でバリアフリー化への未対応や内装設備の老朽化が見受けられ、近年は応募者数も減少傾向にあります。

民間住宅については、子育て世帯への新築補助制度や健幸対策、長寿命化・快適化に向けたリフォーム補助制度を通じてストックの充実が図られています。また、空家対策計画に基づく管理不全空き家の除却が始まっています。

今後の課題

公営住宅については、構造体改修工事は進みつつありますが、内装設備の老朽化が見受けられ、応募者数も減少傾向にある中、計画的な内装改修や用途廃止・集約化が必要です。

住環境の向上に向けては、人の長寿命化に伴う住まいの長寿命化(健幸・新しい生活様式・快適化など)、増加し続ける空き家への対策(活用・除却等)が必要です。

取組の方向性

公営住宅については、引き続きライフサイクルコストの縮減に努め、需要動向に応じて、居住水準の向上と管理戸数の適正化を図るとともに、民間住宅については、リフォームや耐震化を通じて既存ストックの充実、空き家対策等を通じて住環境の向上に努めていきます。

身寄りのない高齢者や障害のある人など住宅確保要配慮者が適切な居住環境で暮らすことができるよう、関係団体等の理解と協力を得ながら、住まいを提供する仕組みづくりが求められています。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
管理不適切空き家率	5.13%(H30)	4.80%(R8)
住宅リフォーム実施率	30.7%(H30)	30.0%(R8)
市営住宅長寿命化実施率	30.4%(R3)	51.5%(R8)

施策の展開

(1) 計画的な公営住宅の整備・改修

- 老朽化した公営住宅の計画的な改修を行い、快適な住環境の整備に努めます。
- 公営住宅の適正管理を行うために、計画的な改善や修繕を行うことで居住水準の向上に努めます。
- 継続する住宅の居住水準の向上を通じて、老朽化した住宅の用途廃止・集約化による適正管理を推進します。

具体的な施策

- ・ 老朽化した住宅の計画的な改修
- ・ 公営住宅の適正管理
- ・ 公営住宅等長寿命化計画の策定

(2) 多様なニーズに対応した住宅の供給

- 若者定住を促進し、子育て世帯やファミリー層に対応した住宅整備を推進します。
- 人の長寿命化に伴う住まいの長寿命化(バリアフリー化・健幸・新しい生活様式など)を踏まえ、良質で安心できる住宅の整備に努めます。
- 住宅確保要配慮者への住宅提供について関係団体などの協力と理解を進めます。

具体的な施策

- ・ 若者定住に向けた住宅整備の推進
- ・ 住宅の耐震化の促進
- ・ 良質で安心な健幸住宅の建設・リフォームの推進
- ・ 住宅バリアフリー化の促進
- ・ 住宅確保要配慮者への生活再建支援の推進

(3) 危険空き家の解消

- 空き家の実態調査を進め、周囲の生活環境に被害を与えるおそれがあるものの把握に努めます。
- 管理不全の空き家に対する改善・除却を推進します。
- 各種啓発活動や利活用等の取組を推進することで、空き家の発生の予防に努めます。

具体的な施策

- ・ 空き家の実態調査
- ・ 管理不全空き家を抽出し所有者への情報提供
- ・ 管理不全空き家の除却支援



公営住宅の適正管理

基本方針③ 住環境の整備

施策

2

公園・緑地の整備



これまでの取組と現状

本市では、2つの都市公園をはじめ、大小数多くの公園が存在しています。公園整備については、平成27(2015)年に策定した「長門市都市計画マスタープラン」の公園・緑地の整備方針に基づき、多面的な観点から整備保全を図っています。

平成29(2017)年度にはながとスポーツ公園が供用開始され、多くの人々がジョギングやウォーキングで公園を利用する状況となり、またサッカーやラグビー、グラウンドゴルフが盛んに行われるなど、健康寿命の延伸に大きく貢献しています。

今後の課題

公園利用の需要が高まっていますが、既存の公園施設については、経年劣化が顕著となっており、大規模な改修を含め、年次的改修が必要です。

取組の方向性

既存施設を有効活用により、効率的な整備を図り、安全に利用していただくため、大規模な改修を含めた年次的な改修計画を策定します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
都市公園及びスポーツ公園の年間利用者数	84,026人(R2)	100,000人(R8)

施策の展開

(1) 公園・緑地の保全・整備

- 既存公園の年次的な施設の改修・改善を推進します。
- 各地域でバランスのとれた公園・緑地の整備と管理を推進します。

具体的な施策

- ・ 年次的な改修計画の策定
- ・ 効率的な維持管理の推進



ながとスポーツ公園

基本方針③ 住環境の整備

施策

3

上水道の整備



これまでの取組と現状

管路耐震化更新計画に基づき、優先的に更新の必要な施設を選定し、更新事業の効率化を図っていますが、人口減少などにより年々水道料金の減収が続いており、老朽化した施設の更新事業が進まない状況です。漏水などの不明水についても調査等を定期的に行っていますが、管路の老朽化も相まって効果的な成果が得られていない状況です。広域化・共同化として、依山簡易水道を除き、2つの上水道と4つの簡易水道を1つの上水道に事業統合しました。

また、将来を見据えて経営改善に取り組むため、令和3(2021)年3月に経営の基本指針となる経営戦略を策定しました。

今後の課題

耐用年数を経過した送配水管の割合が年々増加しており、必要な事業量に対して実施した事業量が下回っています。また、有収率は、施設更新が進まないことなどから目標値に達していない状況です。

将来余剰となる施設の統廃合を行えるよう各地区間の管路施設の整備を進め、旧市町境を越えた新たな配水系を構築していきます。

また、料金については算定期間ごとに経営状況など勘案し、見直しを実施するなど、適正な料金体系を構築していきます。

取組の方向性

「いつもいつまでも市民の命と健康をささえ続ける長門市の水道」を将来像として、事業運営の指針となる経営戦略の計画的な取組により、経営の効率化や財政基盤の強化、施設の更新等を進め、長期にわたり安全・安心・安定した水道事業サービスの提供に努めます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
水道有収率	77.5%(R2)	84.2%(R8)
浄水施設耐震化率	28.1%(R2)	39.4%(R8)
営業収支比率	82.5%(R2)	100%(R8)

施策の展開

(1) 水資源の確保と供給体制の充実

- 良質な飲料水提供のため、浄水場の更新、既存設備の機能向上に取り組みます。
- 新たな水需要の検証や事業統合を踏まえて効率的な施設運用を行うとともに、老朽化している水道施設の計画的な更新を行います。
- 未給水地域については、適正な方法を検討し対応していきます。

具体的な施策

- ・ 浄水場の整備
- ・ 老朽送配水管の耐震管への更新
- ・ 未給水地域への対応

(2) 水道事業の健全経営

- 配水系の見直しと施設の統廃合などによる維持管理費の縮減に努めるとともに、計画的な施設整備による有収率の向上を図ります。
- 中長期的な視点に立った「投資・財源計画」である経営戦略の取組を進めます。
- 未収金対策を推進し、適正な水道料金改定を行います。

具体的な施策

- ・ 配水施設の統廃合
- ・ 水道事業経営戦略の取組
- ・ 未収金対策の推進
- ・ 適正な料金体系の構築
- ・ 水道料金改定の実施

(3) 安全・安心な水道水の提供

- 継続的に水道水を供給するため、水源の水質事故ゼロを掲げ安定的な水供給に取り組みます。
- 衛生的で安全な水を提供するため、クリプトスポリジウム(寄生原虫)混入の恐れがある浅層地下水水源で対策を講じていきます。

具体的な施策

- ・ 紫外線処理設備の設置



供給体制の充実

基本方針③ 住環境の整備

施策

4

下水道の整備



これまでの取組と現状

令和元(2019)年度から、公共下水道の主要な施設である東深川浄化センター、俵山浄化センター及び6ポンプ場等を包括的維持管理委託により、民間企業の持つ高度な施設運営力で省コスト化に努めています。施設の改築・更新については、ストックマネジメント計画に基づき、予防保全的な改築・更新を実施しています。

さらに、広域化・共同化として、農業集落排水である青海・開作の2地区を公共下水道に接続し、2処理場の廃止を行いました。また、将来を見据えて経営改善に取り組むため、令和3(2021)年3月に経営の基本指針となる経営戦略を策定しました。

今後の課題

今後の下水道事業は、さらなる汚水処理人口の減少に伴う経営の適正化と耐用年数を超えた資産の維持管理が問題となります。

維持管理面では、包括的維持管理委託の継続により、施設ごとの最適な運営方針の実施を行うとともに、ストックマネジメント計画に基づく計画的な老朽化施設の改築・更新を実施することが必要となります。

また、多発する災害に対応するため、下水道施設の耐震基本構想に基づき、公共下水道の基幹施設である東深川浄化センターについて、耐震補強工事を実施していきます。

また、料金については算定期間ごとに経営状況など勘案し、見直しを実施するなど、適正な料金体系を構築していきます。

取組の方向性

「安全・安心で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」を将来像として、事業運営の指針となる経営戦略の計画的な取組により、人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中、汚水処理施設の効率的な維持管理や改築更新を目的とした事業を展開し、下水道事業の徹底した効率化・経営の健全化に取り組みます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
下水道有収率	72.7%(R2)	76.0%(R8)
水洗化率	91.1%(R2)	95.0%(R8)
経費回収率(維持管理費)	90.8%(R2)	100%(R8)
汚水処理人口普及率	90.9%(R1)	94.0%(R8)

施策の展開

(1) 下水道の整備・管理

- 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置促進による未整備地域の解消に努めます。
- 老朽化している下水道施設の改築・更新を実施し、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に取り組めます。
- 効率的な維持管理に努めます。

具体的な施策

- ・ 下水道施設の整備・改善
- ・ 市街地の浸水対策の強化
- ・ 合併処理浄化槽の設置
- ・ 包括的民間委託による高度な技術の継承

(2) 下水道事業の健全経営

- 中長期的な視点に立った「投資・財源計画」である経営戦略の取組を進めます。
- 未収金対策を推進し、適正な下水道使用料改定を行います。
- 市民に向けて、経営状況等の周知を図り、理解が深まるよう広報活動を行います。

具体的な施策

- ・ 適正な料金体系の構築(再掲)
- ・ 下水道使用料改定の実施
- ・ 下水道事業経営戦略の取組

(3) 農業集落排水施設の効率化

- 農業集落排水施設の効率的な処理を目指します。

具体的な施策

- ・ 三隅地区の統廃合を計画



東深川浄化センター

基本方針④ 都市機能の充実

施策

1

計画的な土地利用の推進



これまでの取組と現状

「長門市都市計画マスタープラン」に基づき、地形条件や現況の土地利用特性、交通体系などを踏まえながら、土地利用ゾーニングを行い、計画的な土地利用を推進しています。

今後の課題

経済情勢の変化や道路網の整備により土地利用に変化がみられることから、土地利用動向などとの適合性を検証する必要があります。

取組の方向性

「長門市都市計画マスタープラン」に基づき、地域の実情に応じた土地利用の規制誘導を図り、本市独自のまちづくりに取り組むとともに、長期未着手の都市計画道路については、廃止を含めた見直しを行います。また、地籍調査事業の継続的な実施を行うことで、計画的な土地利用を推進します。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
地籍調査実施進捗率	65.4%(R1)	71.4%(R8)

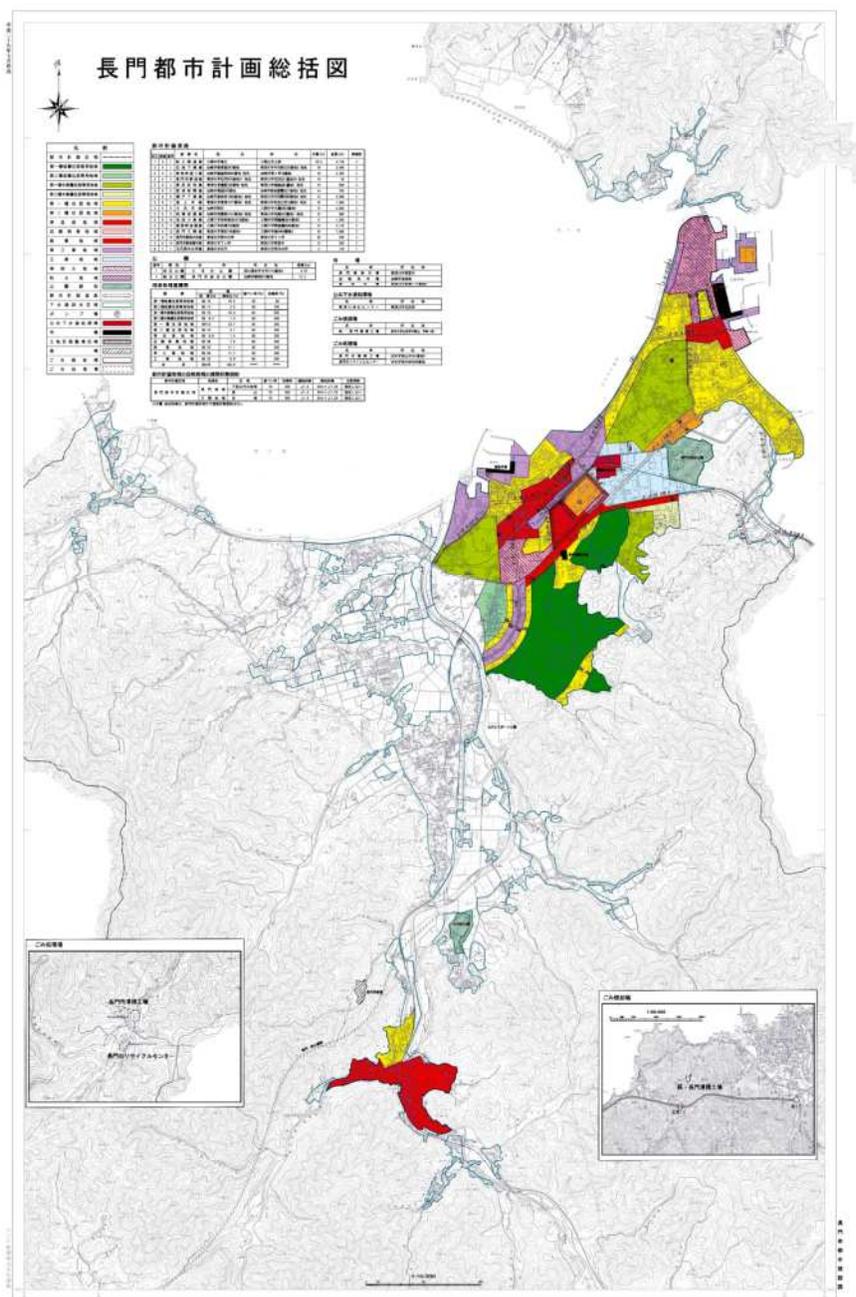
施策の展開

(1) 土地利用計画の推進

- 長門市都市計画マスタープランに基づき、土地利用や交通条件等を勘案するとともに、市民の意見も考慮しながら、用途地域等の見直しについて検討を行います。
- 長期未着手の都市計画道路について、その必要性や整備の見通しについて再検討を図ります。
- 地籍調査事業を継続して行い、計画的な土地利用を推進します。

具体的な施策

- ・ 都市計画区域や用途地域の見直し
- ・ 長期未着手の都市計画道路について再検討
- ・ 地籍調査の実施



長門市都市計画総括図

基本方針④ 都市機能の充実

施策

2

情報通信網の整備・活用



これまでの取組と現状

本市ではケーブルテレビ網を活用し、テレビ、FMラジオの再送信、自主制作番組及びインターネット接続サービスを提供しています。また、同じケーブルテレビ網を活用した行政・防災情報提供のための音声告知端末機の整備を進めています。

ケーブルテレビの加入率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより増加しており、令和2(2020)年度末時点で91.4%となっています。

また、ケーブルテレビ網の施設整備から相当年数が経過しており、放送設備や伝送路の老朽化が著しいため、令和元(2019)年度から市内全域を対象に光ファイバー網の整備を進めています。

今後の課題

新型コロナウイルス感染症拡大は、新たな生活様式や多様な働き方など、日常生活や経済活動に大きく影響を及ぼし、社会全体のデジタル化やICT(情報通信技術)の活用は、より重要性が増しているところです。このため、ケーブルテレビ通信回線の増速化対応など通信・放送事業のより一層の充実を図っていくことが求められています。

取組の方向性

光ファイバー網整備事業により、市内全域に超高速通信に対応した通信基盤を構築することができ、都市部との情報格差の解消やICTの活用促進を図ること、さらには、IT関連企業やサテライトオフィス等の企業誘致を積極的に進めることで、市内産業の活性化や雇用の確保、移住につながる関係人口の拡大につなげ、持続可能な地域づくりを進めていきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
ケーブルテレビ加入率	91.4%(R1)	92.0%(R8)

施策の展開

(1) 地域情報化の推進

- 市内全域にわたるケーブルテレビ網の維持管理を進めながら、都市部との情報基盤の格差解消に努めます。
- ICTの恩恵が等しく受けられるよう、ケーブルテレビ通信網を活用した新たなサービスの検討を行います。
- 通信需要の増加に対応するため、回線の増速化対応や、放送設備などの計画的な設備の更新に努めます。

具体的な施策

- ・ ケーブルテレビ網の整備
- ・ ケーブルテレビ網を活用した新たなサービスの検討
- ・ より身近でわかりやすい自主放送番組や音声告知端末機を活用した行政情報の提供



通信環境の充実

基本方針⑤ 地域公共交通の再構築

施策

1

広域・生活道路網の充実



これまでの取組と現状

広域、生活道路網の充実については、市民アンケートの結果で「充実を望まれる施策」に分類されており、現在の水準を下げることなく着実な取組が求められる中、長門・俵山道路が令和元(2019)年度に完成するなど、第1次長門市総合計画(後期基本計画)の基本方針・主要な施策に沿う形で概ね進捗しています。

広域道路網については、国・県と連携して整備を推進しており、俵山・豊田道路整備が本格化されるなど一定の成果がみられます。

今後の課題

山陰道をはじめとした広域、生活道路網整備広域、生活道路網整備について、救急医療の充実や交流人口増加を考慮したインターチェンジなどの配置計画の検討が必要です。

また、生活道路については、子どもや高齢者の交通事故防止に向けた取組が必要です。

取組の方向性

広域道路網については、新規事業化箇所を含めて早期完成に向け国・県への要望を進めていくとともに、生活道路についても、緊急性や効果等により優先度を判断しながら、整備を図ります。

また、街路景観の創出や清掃による道路の環境美化への取り組みや事故防止に配慮した取り組みも進めていきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
道路舗装率	92.1%(R1)	97.0%(R8)

施策の展開

(1) 広域道路網の整備

- 山陰道など高規格道路網の実現を推進します。
- 国や県と連携し、国道や県道などの周辺地域へのアクセス道路の計画的な整備に努めます。

具体的な施策

- ・ 山陰道の整備
- ・ 国や県との連携による国道・県道の整備

(2) 生活道路網の整備

- 集落間を結ぶ幹線、公共施設に通ずる道路、集落内の幹線道路について全市的な視野で積極的に整備に取り組みます。
- 既存路線の改修や橋梁補修など、車両や歩行者の安全で快適な通行確保を推進します。
- 新規道路整備においては、その効果等を慎重に検討し推進します。

具体的な施策

- ・ 既存道路の拡幅(歩道整備等)や舗装改良
- ・ 生活道路の維持補修
- ・ 橋梁の長寿命化や耐震改修整備

(3) 道路環境の維持・管理

- 定期的に道路パトロールを行い、道路の陥没や段差の解消など、道路環境の維持・管理を行います。
- 地域住民との協働による、道路環境の美化・清掃を促進します。

具体的な施策

- ・ 定期的なパトロールによる道路の維持管理
- ・ 地域住民との協働による道路の環境美化の促進



山陰道（長門～俵山）開通式

基本方針⑤ 地域公共交通の再構築

施策

2

公共交通網の充実



これまでの取組と現状

公共交通機関は、高齢者や学生など自ら移動する手段を持たない市民にとって必要不可欠なものです。しかし、本市では、多くの市民が移動手段として自家用車に強く依存しているため、地域の特性や住民ニーズに合った交通体系を維持・確保する必要があることから、平成29(2017)年3月に「市民生活と地域の魅力を高める公共交通」を基本理念とした長門市地域公共交通網形成計画を策定し、市民が元気に安心して暮らせる魅力あるまちづくりに向けて、これを支える持続可能な公共交通を目指す取組を推進してきました。

また、市内各地区の公共交通不便地域において、乗合タクシーやデマンド交通などの導入を行い、地域の特性やニーズに合ったバス路線の再編を図ってきました。

市民アンケートでは、「バス交通網の整備」は2番目に満足度の低い項目となっており、特に買い物支援など、交通弱者への対策が望まれています。

今後の課題

平成29(2017)年度から、長門市地域公共交通網形成計画に基づき、地域の特性やニーズに合ったバス路線の再編や乗合タクシーの見直し、またはデマンド交通の導入をしてきました。

しかしながら、少子高齢化のさらなる促進や社会情勢の急激な変化(新型コロナウイルス感染症の感染拡大等)により、計画に基づいた方針もさらに見直しを図り、現在の各公共交通の利用実態と財政負担面を踏まえた生活バス路線等の抜本的な見直しとその代替交通手段の確保を検討していく必要があります。

取組の方向性

課題を踏まえた上で、「長門市公共交通体系の再構築」方針を令和2(2020)年度に策定し、低利用の状態が続く費用対効果が悪いバス路線及び乗合タクシーについては積極的に見直しを図ります。

また、既存の公共交通空白地域及びバス路線等の見直しを図ることによって新たに生ずる公共交通空白地域における移動手段の確保については、「デマンド交通」導入を基本として、再構築を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
デマンド交通の年間延利用者数	4,579人(R2)	19,500人(R8)
公共交通空白地域	12.0%(R2)	0%(R8)

施策の展開

(1) 生活バス路線の見直し

- 効率的な生活バスの運行に向けたバス路線網の検討を進めます。
- 市民が利用しやすい関連施設の整備に努めます。
- 高齢者をはじめとした多様な交通ニーズに的確に対応できるよう、地域のニーズを踏まえた最適な公共交通手段の確保を検討します。

具体的な施策

- ・ 交通結節点における待合環境の整備
- ・ 既存の公共交通の運行見直し

(2) 鉄道利用の促進

- 隣接する都市との連携を強化し、生活利用と観光利用の両面からさらなる利用需要の創出を図ります。

具体的な施策

- ・ JR美祢線マイレール運動の推進
- ・ 通勤・通学による利用促進
- ・ 周辺市との連携強化による観光面からの魅力発信

(3) デマンド交通利用の促進

- 移動手段の確保については、「デマンド交通」導入を基本とし、地域のニーズを踏まえた、運行内容の構築を図ります。
- 市民が利用しやすい関連施設の整備に努めます。

具体的な施策

- ・ 公共交通不便地域の解消
- ・ 買い物弱者・交通弱者に対する取組の推進
- ・ 利用者ニーズを踏まえた運行内容の定期的見直し
- ・ 交通結節点・停留予定箇所における待合環境の整備



デマンド交通利用状況

